

江東区中小企業研究開発補助金交付要綱第7条の区長が別に定める
期日を定める基準

平成30年4月2日
30江地経第18号

区長は、江東区中小企業研究開発補助金交付要綱（平成7年5月23日江地商発第33号）第7条の規定に基づき、この基準を定める。

江東区中小企業研究開発補助金交付要綱第7条の区長が別に定める期日は、申請日の属する年度の6月30日とする。